

外国人児童生徒の日本語教育及び学習支援について

学校教育課

1 豊川市の外国人児童生徒の推移（H30年度～R4年度） ※いずれも5月1日現在

(1) 年度別外国人児童生徒数（人）

年度	外国人児童生徒数
H30	403
R元	440
R2	484
R3	504
R4	525

※5年間で +122人

(2) 外国人児童生徒の内、日本語教育が必要な児童生徒数（人）

年度	日本語教育が必要な児童生徒数
H30	265
R元	269
R2	311
R3	323
R4	343

※5年間で +78人

(3) 主な言語別の外国人児童生徒数（人）

年度	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	ベトナム語	中国語	その他
H30	243	51	62	1	12	34
R元	253	50	40	2	12	83
R2	301	52	41	6	14	70
R3	296	63	57	12	17	59
R4	311	59	38	23	11	83

(4) 主な言語別の外国人児童生徒のうち、日本語教育を必要とする児童生徒数（人）

年度	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	ベトナム語	中国語	その他
H30	180	42	27	1	2	13
R元	176	35	16	2	5	35
R2	209	34	17	6	6	39
R3	206	41	35	12	8	21
R4	221	38	21	19	3	41

※近年、タガログ語が増えてきたが、令和に入り、ベトナム語が急増。ベトナム語の場合日本語教育が必要な場合がほとんどである。

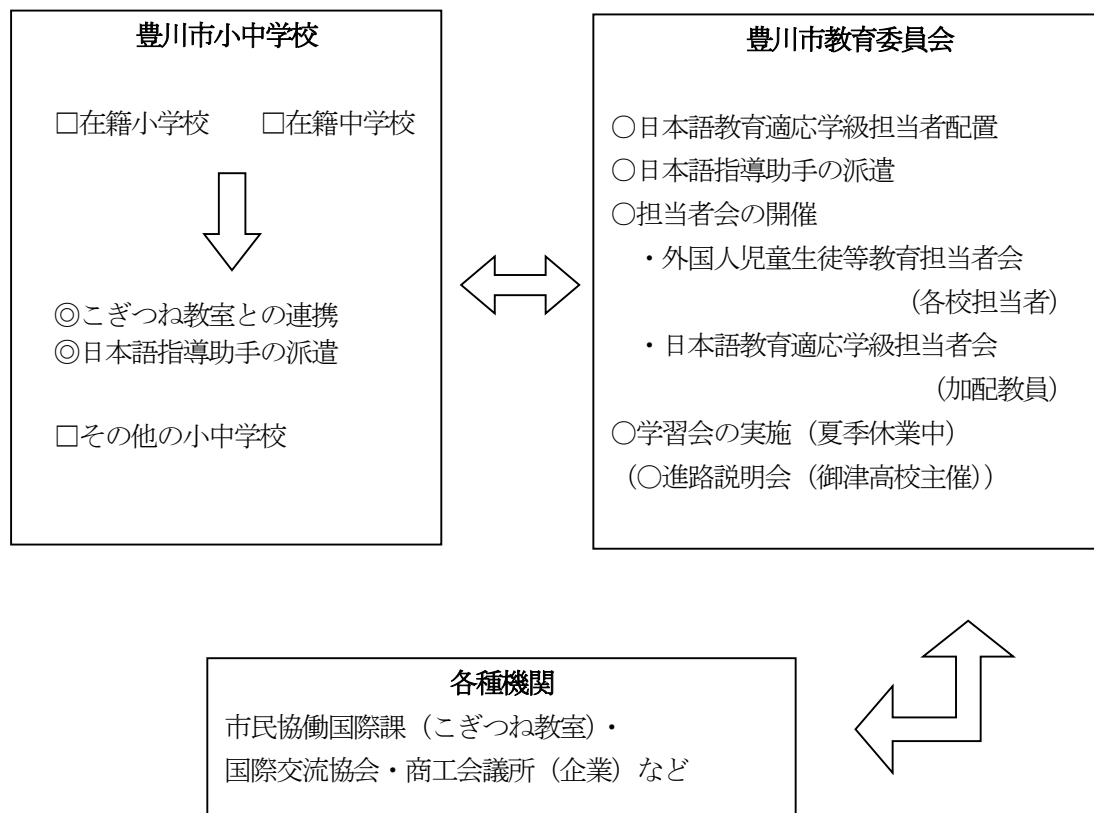
## 2 学校における語学支援の等の状況

### (1) 目的

外国人児童生徒等一人一人の就学歴・環境等を把握し、在籍学校への適応を図ることに努める。

- ・外国人児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、個々に応じて相談活動を行う。
- ・日常会話が十分理解できない外国人児童生徒等及び該当学年の学習が十分理解できない外国人児童生徒等に対して、日本語の指導を行う。
- ・保護者宛文書の翻訳、懇談会での通訳を取り入れることで、保護者の日本の学校生活への理解が得られるよう心がける。
- ・外国人児童生徒等への対応の仕方や日本語指導法などの研修を深める。

### (2) 小中学校、教育委員会、各種機関との連携



### (3) 外国人児童生徒等教育の方策

【重点目標】：中学卒業後を見据えた指導の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒数に応じて、日本語教育適応学級担当者を配置する。
- 日本語指導助手が巡回し、訪問指導を行う。
- 個別の指導計画に基づき、系統的、継続的な指導を行う。

① 日本語教育適応学級担当者配置

- ・配置数 ※児童生徒数に応じて愛知県教育委員会の定める定数により加配

R 2年度 計19名	R 3年度 計22名	R 4年度 計21名
○小学校 16名 (内再任用：8名)	○小学校 20名 (内再任用：10名)	○小学校 19名 (内再任用：8名)
○中学校 3名	○中学校 2名	○中学校 2名

- ・担当者配置数

桜木小1、三蔵子小1、千両小2、中部小2、平尾小1、桜町小1、御油小1、天王小1、代田小4、金屋小1、豊小1、小坂井東小1、小坂井西小2（小学校19）  
中部中1、代田中1（中学校2）

- ・指導内容と成果

日本語理解力の低い児童に対しては、日本語指導教室で、個別あるいはグループ指導を行う。また、ある程度日本語が理解できる児童に対しては、各教室の担任授業に入り込み、TT形式による特別指導を行った。学校によっては、外部ボランティアにも協力していただき、希望者に対して「宿題教室」を行ったところもある。

一人一人の日本語習得レベルごとにプリントや会話による個別指導やグループ指導を行い、これにより自分の思いを言葉にできず、日本語を積極的に話そうとしなかった児童が、日常生活に困らない程度の語彙力を身につけ、友達と話したり教師と意思疎通をしたりできるようになった。また、日本語の理解が不十分であったが、授業時の教師の説明が理解できる程度の日本語力が身についた者もいる。

② 日本語指導助手の派遣（令和4年度）

- ・嘱託 7名（ポルトガル語7名）

勤務時間 8：30～11：45／12：30～16：00

- ・パート 4名（ポルトガル語2名、スペイン語1名、タガログ語1名）

勤務時間 8：45～11：45 年間200日

○日本語指導助手の業務について

対象：日本語指導が必要な児童生徒（日常会話に不自由している、日本語の力が不足しているために当該学年の学習が理解できない児童生徒）

ア 日常会話及び教科指導を担当教師と一緒に行う。

- ・母国語を介した日常会話指導、ひらがな、カタカナ、九九などの基礎学習・教科指導
- ・日本の生活習慣や学校生活に適応できるように、学校生活の基本的なことを理解させたり必要な日本語の力を身につけさせたりする。

イ 外国人児童生徒等の教育相談（生活習慣の違い等から生じる悩み等の相談）

ウ 保護者等との面談の際の通訳

- ・7月と12月は、懇談会に参加する。懇談会期間の動きは市教委で調整する。

エ 保護者宛文書などの翻訳

オ 訪問校については、児童生徒の転出入や実態に応じて調整する。

カ 学校やこぎつね教室担当者との打合せを定期的に設け、指導について情報を図る。

### ③ 担当者会の開催

#### ア 外国人児童生徒等教育担当者会

- ・構成 代表校長、代表教頭、外国人児童生徒等教育担当、日本語指導助手、市教委担当
- ・内容
  - (ア) 各小中学校の現状についての情報交換や事例研究等
  - (イ) 訪問指導の調整
  - (ウ) センター研修の報告
  - (エ) 個別の指導計画作成の依頼
- ・期日 4月・12月の2回（2回とも全校参加）

#### イ 日本語教育適応学級担当者会

- ・内容
  - (ア) 日本語指導方法の検討
  - (イ) 教科指導方法の検討
  - (ウ) 日本語能力把握のための資料作成
  - (エ) 個別の指導計画作成について研修
- ・期日 年2回程度

### (4) 進路指導について

#### ① 外国の人から学ぶ会

各学校が状況に応じて、学校集会や学年集会にて、進路指導及び総合的な学習の国際理解教育として実施をする。

#### ② 外国人生徒（日本語指導が必要な生徒）の進路状況 ※本国への帰国者は計上せず

年度	進学者	就職者	家事従事者	未定者	合計	備考
H29	5	0	4	0	9	4校/10校中
H30	5	0	0	0	5	2校/10校中
R元	12	0	0	3	15	7校/10校中
R2	8	0	0	2	11	7校/10校中
R3	8	0	3	0	11	6校/10校中

#### ③ 外国にルーツをもつ児童生徒と保護者のための高校説明会

（御津高校主催、学校教育課協力）

- ・期日 令和4年9月24日（土） 台風接近のため中止 ➡開催を検討
- ・時間 10:00～12:00
- ・会場 愛知県立御津高等学校
- ・参加者 愛知県の高校のことを知りたい外国ルーツの小学生、中学生
- ・内容 進路の説明と先輩の話、各高校の説明

## (5) その他

- 外国人児童生徒教育講座（県） ※小中で3名参加  
(令和4年度: ①6月14日(火)②10月12日(水)小学校、19日(水)中学校)  
※本講座参加者は、第2回外国人児童生徒等教育担当者会で伝達講習を行う。
  
- 夏季休業中の学習会
  - ・期 日 令和4年7月26日(火)・8月2日(火)・8月4日(木)の3日間
  - ・時 間 9:30~11:30
  - ・会 場 小学校の教室等
  - ・参加者 各学校の日本語指導が必要な児童生徒のうち希望者
  - ・指導者 外国人児童生徒等教育担当、会場校職員、参加児童生徒の担任、日本語指導助手 他

## 3 外国人児童生徒の日本語教育及び学習支援における課題

- ・外国人児童生徒が突然やって来る場合に、既に学校の受け入れ態勢が構築されている学校はよいが、そうでない学校では対応に苦慮することがある。以前は、市内の特定の学校に多数在籍していたが、最近では、多くの学校で在籍が見られるようになってきた。今後は、指導助手による訪問指導が必要な学校が増えることが予想される。また、外国人児童生徒が普段使用している母語は多様化しており、様々な言語への対応が求められている。ポルトガル語やスペイン語、タガログ語以外の言語についても、対応できる日本語指導助手の増員等も視野に入れながら、方向性を検討する必要がある。
- ・外国人児童生徒等教育担当教員は短い期間で替わることが多く、長期的な展望での支援が難しい状況にあるが、担当者会での情報交換や研修をより充実させていくことが必要である。
- ・外国人保護者と協力関係を築くには、しっかりとていねいに保護者と話し合うことが重要である。外国人児童生徒数の増加や教育活動の変化により、日本語指導助手の負担は、年々大きなものになっている。特に、コロナ禍においては、保護者との連絡のため、休日や夜間にも対応していただくなど、無理をお願いすることが度々あった。今後は、日本語指導助手の負担が大きくなるように、業務の精選や学校との協力体制の構築、計画的な依頼に努めていく必要がある。
- ・日本語指導が必要な生徒の進学率は、中学校卒業者全体の進学率と比べて低い現状がある。今後は、日本で定住する外国人が年々増えることが予想され、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在になることが期待されるが、卒業後については、認知されていない状況がある。進路制度やしきみ、能力を生かせる進学先、進学にかかる費用、卒業後の見通し等について、進路について知る機会を設定し、よりていねいに周知することが必要である。

#### 4 その他の課題

- ・こぎつね教室での初期指導により、生活に必要な語彙を習得することで、生活面での適応につながり、学校生活を送れている児童生徒が多くいる。今後も、こぎつね教室と連携を図り、外国人児童生徒のよりよい就学につなげていきたい。児童生徒送迎等の課題はあるが、先を見越したネットワークづくりや幅広い支援を考えると、教育部局で行うよりも効果は大きいと考える。
- ・外国人児童生徒の特別支援学級入級について、小学校就学時に、特別な支援を受けたいと考えている、或いは、入学に不安がある保護者との懇談や医療機関への受診が進まないことが、就学相談の不安定を招いている。
- ・外国人児童生徒については、法令上、保護者に就学義務を課してはならず、学齢簿も対象外である。しかし、文部科学省は、国際人権規約等を踏まえ、外国人の子どもに対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要としている。文部科学省の依頼を受け作成した「令和4年度外国人の子どもの就学状況調査」によると、豊川市における住民基本台帳上の外国人の子どもの総数と、義務教育諸学校や外国人学校等への就学者数、転居・出国者数を合わせた数には約80名の開きがある。外国人学校等へ就学したことを、学校教育課へ連絡しない家庭も多く、不就学の児童生徒数を正確には把握できていない。本市では、就学時に「就学時検診の案内」や「就学通知書」を発送し、就学について周知を行っている。